

# イオンタウン多度津ショッピングセンター

## ●香川県公告第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告  
平成十四年香川県公告第二百八十三号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン多度津ショッピングセンター  
仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により多度津町から聴取した意見の概要  
問題なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - 1 意見書を提出した者  
多度津商工会議所
  - 2 意見の概要  
問題なし。ただし、届出書に示された騒音予測値を上回らないよう十分管理を行うとともに、問題が発生した場合は、速やかに香川県の指導を仰ぎ対処すること。
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - 1 縦覧場所  
香川県商工労働部商工政策課  
多度津町役場産業課
  - 2 縦覧期間  
平成十四年十月十五日（火曜日）から同年十一月十五日（金曜日）まで